

平成30年第4回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成30年12月 4日 午前10:00

○散 会 午後 0:01

○出席議員（18名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理 恵 子
4番 瓜 生 望	5番 鈴 木 斌 次 郎	6番 佐 藤 敏 雄
7番 鑑 仁 志	8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭 二 郎
10番 佐 藤 義 久	11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男
13番 堀 井 克 見	14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟
16番 大 谷 貞 廣	17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民福祉部長 伊 藤 巧	福祉事務所長 鑑 孝 子
産業建設部長 児 玉 正 生	水道局長 藤 原 久 基
教 育 部 長 菅 原 剛	総 務 課 長 米 谷 裕 二
企画政策課長 千 葉 秀 樹	財 政 課 長 伊 藤 貢
税 務 課 長 櫻 庭 輝 雄	市 民 課 長 菅 生 恵 子
クリーンセンター長 今 井 祐 一	長寿社会課長 鈴 木 学
社会福祉課長 筒 井 弥 生	健康推進課長 仲 山 和 法
産 業 課 長 櫻 庭 春 樹	都市建設課長 渋谷 一 春
上下水道課長 畠 山 修	会計管理者兼会計課長 児 玉 亮 悦
農業委員会事務局長 石 川 学	学校教育課長 山 田 敬 輔
幼児教育課長 櫻 庭 仁	文化スポーツ課長 鈴 木 健 二
公民館長兼図書館長 澁 谷 豊	選挙管理委員会・監査委員事務局長 宮 崎 久 春

○議会議務局職員出席者

議会議務局長 門 間 正 博

議会議務局次長 伊 藤 国 栄

平成30年第4回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成30年12月 4日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長、教育長）
- 日程第 5 議案第67号 潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第68号 潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第69号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第70号 潟上市児童館設置条例及び潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第71号 潟上市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第72号 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第73号 潟上市都市公園等6施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第74号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 日程第13 議案第75号 平成30年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について
- 日程第14 議案第76号 平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第15 議案第77号 平成30年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第16 議案第78号 平成30年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について

- 日程第 1 7 議案第 7 9 号 平成 3 0 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算  
(第 3 号) (案) について
- 日程第 1 8 議案第 8 0 号 平成 3 0 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算  
(第 1 号) (案) について
- 日程第 1 9 議案第 8 1 号 平成 3 0 年度潟上市水道事業会計補正予算 (第 2 号)  
(案) について
- 日程第 2 0 予算特別委員会の設置について
- 日程第 2 1 予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
- 日程第 2 2 陳情第 1 2 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める陳情
- 日程第 2 3 陳情第 1 3 号 「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を求める陳情
- 日程第 2 4 陳情第 1 4 号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書を求める陳情書
- 日程第 2 5 陳情第 1 5 号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を 2 割にしないことを国に求める陳情書
- 日程第 2 6 陳情第 1 6 号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くから大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成30年第4回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

**【日程第1、会議録署名議員の指名】**

○議長（西村 武） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、13番堀井克見議員、14番菅原秀雄議員を指名します。

**【日程第2、会期の決定】**

○議長（西村 武） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの15日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月18日までの15日間に決定致しました。

**【日程第3、諸般の報告】**

○議長（西村 武） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであり、朗読、説明は省略します。

**【議会運営委員会の報告】**

○議長（西村 武） 次に、議会運営委員長からの報告を行います。7番鑑議会運営委員長。

○議会運営委員長（鑑 仁志） おはようございます。

それでは、私から議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は11月22日に、提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副議長、当局から説明員として副市長及び総務部長の出席のもとに開催しております。

11月30日は、一般質問、陳情の取り扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題と

して、委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

はじめに、予算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けた後、予算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定です。その後、10日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会において詳細に審査する予定です。

また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告・質疑・討論・採決の順に行う予定となっております。

本会議最終日は午後から開催する予定で、予算以外の議案等については各常任委員会報告・質疑・討論・採決の順に行い、予算議案については特別委員会報告・討論・採決の順に行う予定となっております。

なお、予算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については、本会議と同様の取り扱いとなりますので宜しくお願い致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、議案第67号及び議案第68号の条例改正（案）については、総務文教常任委員会へ付託、議案第69号の条例改正（案）については、社会厚生常任委員会へ付託、議案第70号の条例改正（案）については、総務文教常任委員会へ付託、議案第71号の条例改正（案）については、産業建設常任委員会へ付託、議案第72号の条例改正（案）については、総務文教常任委員会へ付託、議案第73号の指定管理者の指定については、産業建設常任委員会へ付託、議案第74号の規約の一部変更については、本日の本会議にて審議、議案第75号から議案第81号までの各会計の補正予算（案）については、設置予定の予算特別委員会へ付託という区分で行うことと致します。

付託については、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますのでご確認ください。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会へ付託することと致します。

一般質問について申し上げます。

一般質問については、11名の通告がありました。抽選の結果12月6日、木曜日の1番目に10番佐藤義久議員、2番目に1番鈴木壮二議員、3番目に7番鑑 仁志、4番目に

に16番大谷貞廣議員、5番目に14番菅原秀雄議員、6番目に3番菅原理恵子議員、12月7日、金曜日の1番目に4番瓜生 望議員、2番目に15番小林 悟議員、3番目に11番伊藤正吉議員、4番目に6番佐藤敏雄議員、5番目に12番藤原典男議員となりましたので宜しくお願い致します。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査は、各委員会とも12月10日の特別委員会全体会終了後からの開会となります。

以上で議会運営委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） これで諸般の報告を終わります。

#### 【日程第4、市長の行政報告】

○議長（西村 武） 日程第4、行政報告を行います。

はじめに、市長の行政報告を行います。藤原市長。

○市長（藤原一成） おはようございます。

本日ここに、平成30年第4回定例会を招集しましたところ、議員各位には、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

提出議案の審議に先立ち、第3回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、潟上市防災・健康拠点施設「トレイクかたがみ」について申し上げます。

「トレイクかたがみ」は、10月1日に竣工式を行い、同日グランドオープン致しました。オープンから1カ月間の来場者数は6,221人となっており、各種健康教室や講習会への参加、トレーニングルームの利用など、市内外から多くの来場者があり、好評を得ている状況であります。

今後も市民の皆様の健康づくりの拠点施設として、健康寿命の延伸につながるよう、様々な取り組みを進めてまいります。

また、同敷地内に整備した防災備蓄庫への秋田県と潟上市の災害用備蓄品の一部移設につきましては、情報伝達訓練を兼ねて実施し、10月23日からの2日間で完了しております。今後は、防災体制のソフト面の充実強化を図るため、災害時における救援物資の調達・輸送・供給のマニュアルづくりを県と協力して進めてまいります。

次に、天王幼稚園・二田保育園・湖岸保育園の3園を統合した認定こども園の整備と天王公民館の改築事業について申し上げます。

潟上市の未来を担う大切な子どもたちが、安全に安心して園での生活を送ることができる環境整備が大きな課題である中で、天王幼稚園・二田保育園・湖岸保育園の3園は施設設備の老朽化が顕著であり、早急な対応が必要であります。また、この3園の統合は、本市の喫緊の課題である待機児童解消のための取り組みでもあります。

一方、天王公民館は、昭和43年度に建設され、建設後約50年と半世紀が経過しました。天王公民館は、天王地区の生涯学習の拠点として、潟上市の3つの地区公民館の中で最も利用されている施設であります。老朽化が激しく、壁には多くの亀裂が発生している状況にあります。近年、国内各地で発生しているような大地震が万が一発生した場合のことも考えると早期に改築を進めなければならないと考えております。

このため、この2つの整備事業の具体的な構想を策定するため、教育委員会と市長部局の財政・企画担当による庁内プロジェクトチームを設置し、検討を進めております。今後、議員の皆様や市民の皆様へご説明し、ご意見を伺いながら事業を推進してまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

水稻については、出穂後の日照不足傾向により登熟は緩慢となりましたが、稲刈り作業は平年並みの9月18日頃からのスタートになりました。9月28日頃には最盛期を迎え、台風や降雨の影響もありましたが、10月下旬には、ほぼ刈り取りを終了しております。稲刈り前までは、平年並みの収量が見込まれていましたが、市内各地で平年より収量が低下した農家が散見されました。なお、本市の10月末現在の一等米比率は天王地区94.6%、昭和地区96.5%、飯田川地区99.1%と高い水準となっております。

また、東北農政局秋田支局が発表した10月15日現在の県中央部の作況指数は「96」の「やや不良」で、10アール当たりの予想収量は563キログラムとなっており、出穂期以降の高温登熟や度重なる台風の影響があったものと推察しております。

転作大豆については、収穫時に好天に恵まれ、刈り取り作業は順調に推移しましたが、開花期の高温やその後の日照不足により、生産量や品質への影響が懸念されております。

果樹の和梨については、8月22日より出荷が始まり、10月24日で収穫が終了しております。今年は、昨年と比較して病害虫の発生が少ない年でありましたが、夏場の干ばつ傾向により果実肥大は停滞気味でありました。しかし、収穫開始後、徐々に肥大が進み最終的に平年並みに回復致しました。出荷量については、度重なる台風の影響による落果、すり傷果の発生により出荷量は減少しております。



花きの輪菊・小菊については、彼岸向け出荷の露地栽培では出荷時期は需要期に向けて順調でありましたが、台風の影響による塩害があり、品質・出荷量に多少の被害がありました。施設栽培の輪菊は、一部ビニール被害により施設の花に品質低下が散見されましたが、販売については、高単価で推移しているため順調な販売となっております。

夏ネギについては、6月の低温、日照不足等による「べと病」の発生が見られたものの適期防除の徹底により、収量・品質ともに平年並みに推移しております。

枝豆の早生品種は、6月の低温による生育おくれから生育量の不足、中晩生種は開花期の乾燥や日照不足等により、着莢率が低下し、反収は250キログラムから300キログラム程度となりましたが、単価については1キログラム当たり600円台を確保しております。

また、冬期間農業として期待の高い施設栽培である寒締めホウレン草やプチヴェール、花きのストックについては、12月下旬から2月での出荷を目指し、播種作業や定植作業を行っております。

今後も冬期間農業については、各種補助事業を活用しながら農家所得の向上が図られるよう推進してまいります。

次に、産業まつりについて申し上げます。

本年度の産業まつりは、10月13日・14日の両日、昭和体育館を会場に行い、野菜・花き・果実・加工品など229点の出品がありました。昨今の気象変動により、今年も栽培期間を通して肥培管理に苦労した年でありました。その中で野菜関係には115点の出品で、果菜類・葉菜類・イモ類は、いずれも高品質のものが見受けられました。また、水稲・畑作物の部13点、果樹の部52点、花きの部23点、農産加工の部に26点の出品があり、いずれも優れたものばかりでありました。

農家の皆さんには、今後もきめ細かな管理や創意工夫による良品を生産されることを期待するとともに、ご指導・ご協力いただきました秋田地域振興局をはじめ各関係機関に対し、感謝とお礼を申し上げます。

次に、下水道事業の公営企業法適用について申し上げます。

下水道事業における経営の健全性及び透明性の向上を図り、長期的に安定した事業経営を持続・持続していくため、本市の下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽事業の3事業に公営企業法の規定を適用させ、平成31年度から公営企業会計に移行する予定であります。今後も下水道事業の経営状況を正確に把握し、資産の適正な維持管

理に努めてまいります。

なお、本定例会にはこれらに関連する条例の一部改正案を提出しております。

次に、市有地の売却予定について申し上げます。

老人福祉サービスの充実を図るため、昭和61年より現在まで、社会福祉法人敬仁会に無償で貸し付けをしている天王鶴沼台地区の市有地について、敬仁会より取得希望の意向が示されたことから、現在、売却に向けた協議を進めております。同法人は、本年度中の取得を目指し、今後、正式に市に対して申請する予定であるとの報告を受けております。

土地の概要は、天王字鶴沼台43番226外3筆で、面積は延べ2万2,198.14㎡、特別養護老人ホーム松恵苑、老人保健施設くらかけの里、老人介護支援センターてんのうが整備されております。

なお、売却にあたっては、議会の議決に付すべき財産の処分となりますので、協議が整い次第、議案を提出させていただきます。

次に、行政組織機構の見直しについて申し上げます。

先の全員協議会でご説明したとおり、市民サービスの向上と効果的で効率的な行政運営の構築を目指し、行政組織機構を見直します。

今回の見直しでは、部の再編として「市民福祉部」を「市民生活部」と「福祉保健部」に再編するほか、下水道事業等に公営企業法を適用させることにより、「水道局」を「上下水道局」に名称を改めます。

課の編成では、「税務課」を「総務部」から「市民生活部」へ所掌替え致します。また、班の編成では、国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金を担当している「国保医療班」を「長寿社会課」から「市民課」へ所掌替えし、「都市建設課」の「施設管理班」を「市営住宅班」に名称を改めます。さらに、地域集会施設の管理を一元化するため、「財政課」に「集会施設管理班」を設置するほか、「子育て世代包括支援センター」の設置を見据え、「健康推進課」の「健康指導班」を「母子保健班」と「健康づくり班」に再編致します。

行政組織機構については、今後も社会情勢や国・県の施策の変化などに対応するため、随時見直しをしていかなければならないものと考えております。

次に、平成31年度当初予算編成方針について、その概要を申し上げます。

本市の中長期の財政見通しについては、歳出では社会保障関係費が増加する見込みで

あるほか、生活関連社会資本整備事業や最終処分場再生事業、また、天王地区3園を統合した認定こども園の整備、天王公民館改築などの大型事業が予定されています。

一方、歳入では市税を含む自主財源の大きな伸びは期待できず、また、合併による普通交付税の優遇措置が終了し、平成27年度から5年間で段階的に削減されるため、最終的には5億3,000万円程度の歳出削減が必要となることから、市の財政運営は依然として厳しいことが予想されます。

平成29年度決算に対する監査委員の審査意見書にもあったとおり、各種収納率の向上や収入未済額の解消など、歳入の確保にもこれまで以上に取り組むとともに、持続可能な財政運営を目指して、歳出事業費の縮減にも計画的に取り組んでまいります。

歳入歳出のバランスを取りながら、前期基本計画の4年目となる「第2次潟上市総合計画」に盛り込まれた諸施策を積極的に推進させ、「潟上市に住んでいることに“幸せ”を感じることができるようなまちづくり」の実現に向けた予算編成となるよう、取り組んでまいります。

本定例会には、議案として、潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）について他5件の条例案、潟上市都市公園等6施設の指定管理者の指定について、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について、平成30年度潟上市一般会計補正予算（案）、各特別会計補正予算（案）6件についての案件を提出しております。

以上が行政報告並びに本定例会に提出しております議案の概要であります。ご審議いただき、適切なるご決定を賜りますよう宜しくお願い申し上げます、私からの報告とさせていただきます。

#### 【教育長の行政報告】

- 議長（西村 武） 次に、教育長の行政報告を行います。工藤教育長。
- 教育長（工藤素子） おはようございます。

市長の行政報告に続き、教育委員会から行政報告を申し上げます。

はじめに、キャリア・スタート・ウィーク職場体験について申し上げます。

10月に中学2年生が、96事業所の協力をいただき職場体験に取り組みました。実社会で4日間の直接体験をすることを通し、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感することができました。地域の様々な人に触れ、多くの大人に認めてもらうことで、社会とのつながりを感じることもできました。

次に、ブロック塀の安全対策について申し上げます。

今年6月18日に発生した大阪府北部地震によるブロック塀倒壊事故を受け、教育委員会においても、東湖小学校ほか3施設のブロック塀外部、内部の調査を実施してまいりました。配筋状況や基礎の有無及びその深さなどの調査の結果、材料の劣化、鉄筋不足等により早急な対策が必要であることが判明しましたので、改修工事の予算を本定例会に提出しております。

次に、潟上市健康マラソン大会について申し上げます。

10月8日の「体育の日」、台風一過の秋晴れのもと、個人の部・ペアの部に遠くは東京都より、また最高齢84歳のランナーなど、市内外から496人のご参加をいただき開催致しました。個人の部では小学生から一般ランナーまで健脚を競い合い、ペアの部では親子や友達同士が仲良く手をつないでゴールする姿も見られました。

最後に、潟上市文化祭について申し上げます。

本年度の文化祭は、10月13日・14日の2日間、天王地区会場及び昭和・飯田川地区会場で開催されました。会場には2,583点の絵画や書道、陶芸、手芸等の秀作・力作が展示されたほか、芸能発表では舞踊やダンス、コーラス、民謡など37演目が披露され、日頃の学びの成果を発表し合い、芸術・文化の輪が広がりました。また、今年は秋田県特別支援学校の職業教育フェアが同時開催され、中央地区にある特別支援学校7校の生徒がクリーニングや喫茶サービスの技能競技、木工品等の販売などが行われました。

14日の「文化講演会」では、俳優で歌手の黒沢年雄さんが『人生プラス思考で』と題して講演され、418人の市民が足を運びました。戦時中の幼少時代の貧困生活、新人俳優時代の厳しい下積み、生きるために決して諦めず、常にプラス思考で生きてきたからこそ、今までの苦労を人生の糧とすることができたことを熱く語り、来場者の心に響く講演会となりました。多くの市民が芸術と文化の秋を堪能し、盛会のうちに終了致しました。

以上が教育関係の行政報告であります。

○議長（西村 武） これで行政報告を終わります。

【日程第5、議案第67号 潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第5、議案第67号、潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第67号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 第4回潟上市議会定例会提出議案についてご説明申し上げます。

それでは、議案書の1ページをお開き願います。

議案第67号、潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市行政組織条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年12月4日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、部の再編及び所掌事務の変更に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。また、併せて参考資料の2ページから4ページをご参照ください。

改正の内容は、先の全員協議会において説明致しました内容を条例化するものであり、主な改正内容は3点でございます。

それでは、順に説明致します。

1点目は、「市民福祉部」を「市民生活部」と「福祉保健部」に再編し、「福祉保健部」に「福祉事務所」を含ませ、「福祉事務所」が所掌すべき事務である福祉六法関連に関する事務を整理するものであります。業務効率や組織の意思決定の迅速化を考慮したものでございます。

2点目は、「税の賦課及び徴収に関すること。」を「総務部」の所掌事務から削り、「市民生活部」の所掌事務に加えるものでございます。これに伴い「税務課」を「市民生活部」に再編しますので、「市民生活部」内での情報共有が強化され、より良質な市民サービスを提供できると考えております。

3点目は、「産業建設部」の所掌事務である「下水道に関すること。」を削るものであり、下水道事業の公営企業会計の適用に伴うものでございます。削られた「下水道に関すること。」は、新たに「上下水道局」の所掌事務となります。また、条例（案）にはございませんが、「長寿社会課」の「国保医療班」を「市民課」へ編入し、「都市建設課」の「施設管理班」を「市営住宅班」に名称変更致します。「財政課」には、地域集会施設の管理を一元化するために「集会施設管理班」を設置し、「健康推進課」の「健康指導班」を、「子育て世代包括支援センター」の設置を見据え「母子保健班」と「健康づくり班」に再編致します。こちらは、規則改正で対応するものでございます。

以上の例規整備により行政組織を再編し、市民サービスの向上と効率的・効果的な行政運営の構築を目指すものでございます。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第6、議案第68号 潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第6、議案第68号、潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第68号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の4ページをお開き願います。

議案第68号、潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年12月4日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正の内容についてご説明申し上げます。

公職選挙法の一部改正により、市長選挙と同様に市議会議員選挙の候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができることとなりましたので、条例の第6条中の「潟上市長の選挙における候補者に限る。第8条において同じ。」を削るものでございます。

なお、この条例は、平成31年3月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 市長選挙と同様のいろんなことができるというふうなことで、参考資料にはビラっていうふうなものと金額がついておりますけれども、具体的に枚数はどれほどの枚数までできるのかってということと、ビラの配布の仕方、それから作成したビラに対する金額、公費なのかどうなのか、そこら辺のことを具体的に教えていただき

たいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 質問にお答えします。

ビラの枚数であります。4,000枚までとなっております。それが公費でできるかどうかという話ですけども、それは全部公費によるものであります。

あとは、ビラの配布の仕方ではありますが、新聞の折り込み、それから候補者の選挙事務所内、それから個人演説会の会場内または街頭演説の場所において頒布することができます。その他のビラの散布は認められておりません。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 枚数とか公費だということはわかりましたけれども、ビラの配布の仕方については、新聞折り込みとか演説会とか街頭演説の場所とかというふうなことで、全戸配布は認められないということですね。それとあとは、これ事前に選挙管理委員会から確認してもらって、これでいいのか悪いのか、そこら辺についてはどうなんでしょう。もう勝手に作ったからやってもいいとか事前に許可いるとか、そこら辺のやり方についてはどうなんでしょう。

○議長（西村 武） 宮崎選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会・監査委員事務局長（宮崎久春） ただいまのご質問に関してお答え申し上げます。

はじめに、全戸配布は可能かということですけども、こちらの方は先ほど総務部長が申しあげましたように公職選挙法の142条第6項に定められておまして、新聞の折り込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場または街頭演説の場所における頒布とされておりますので、全戸配布は認められておりません。

それから、選管の方の確認ですけども、こちらの方も規定上、選管に届け出をして確認を受けてからできるということになっておりますので、宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（西村 武） よろしいですか。

○12番（藤原典男） はい、もう一回。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 市長選挙においては、チラシ配布の際に、配布の仕方は全戸配布

はだめだというふうなことなんですけれども、それと同等だというふうなことで、ただし証紙貼らなければいけないというふうなこともあると思うんですが、新聞折り込みでも街頭演説の場所でもね、チラシただ配布できるだけじゃなくて、証紙を貼ってないと配れないというふうなこともあると思うんですが、そこら辺はどうなりますか。

○議長（西村 武） 宮崎選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会・監査委員事務局長（宮崎久春） ただいまのご質問についてお答え申し上げます。

証紙の方も規定で貼り付けられたものを頒布できるとされておりますので、証紙を貼り付けして頒布していただくということになります。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第7、議案第69号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第7、議案第69号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第69号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の6ページをお開き願います。

議案第69号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年12月4日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、国民健康保険税の普通徴収における納付回数等を変更し、納税義務者の期別ごとの負担の平準化を図る等のため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。主な改正内容は2点でございます。また、参考資料の8ページから9ページに新旧条例の対照表を添付しております。

それでは、ご説明申し上げます。

1点目でございますが、納付書または口座振替払いの方の納付回数を8回から9回に改めるもの、及び期別ごとの納付額の端数処理を1,000円単位から100円単位に改めるも



のでございます。現行の端数処理の計算方法は、1回目の期別の納付額に2回目以降の期別の端数処理をした額が加算されるため、2回目以降の期別の納付額との差が大きくなる場合がございます。このような場合、納める側にとっては1回目の納付額を負担に感じる場合もありますので、期別ごとの納付額を平準化し、納税義務者の納めやすい環境にするものでございます。

2点目でございますが、減免申請の提出期限の例外を追加するものでございます。国民健康保険税の納付が困難な場合における減免申請については、期別ごとに提出期限が定められておりますが、震災、刑事施設等への拘禁などの事由により提出期限まで申請できない場合を考慮し、これらの提出期限に特例を設けるものでございます。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 今までの国民健康保険、8期で納めるものを9期に納めるということは、1回当たりの金額がね安くなって、総トータルでは同じなんですけれども1回当たりの納付の金額が安くなって、市民から見れば納めやすいというふうなことに私なると思うんです。そういうふうなことでやろうとする条例だと思うんですけれども、そのことはそうなのかというふうなことが一つと、それから、端数処理ですね、100円未満といっても100円未満は20円、30円もあれば80円、90円もありますので、その端数処理を四捨五入というふうな扱いにするのかどうなのか、そこら辺のこともお聞きしたいと思えます。

それから、特例については、災害等の場合は納期に関係なく申告できるというふうなことで、そういうふうなことになるんですか、意味的には。さかのぼってというふうなことはできないんですか。災害とかに遭った場合とかは。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 質問にお答えします。

納付回数を8回から9回にするということは、今まで8回、1回当たりの金額を9回にすることで低くなるということでありまして。その場合、1,000円未満を今までは端数処理をしてたんですけども、端数処理を100円までにすると1回目に支払う額がまず少なくなるということでありまして、その端数処理は四捨五入するものではありませんで、そのまま1回目に振り当てられるものであります。

それからあと、震災等にありましては、これは特別な事情による申請ということで提出期限が設けないということでもあります。

以上であります。

○議長（西村 武） よろしいですか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 前段2つの意味はわかりました。それで災害等の特例処置の場合、納期まで納めてなかった場合に災害に遭ったというときに、さかのぼってそういうふうな適用というかできるのかどうか、そこら辺はどうなんでしょう。

○議長（西村 武） 櫻庭税務課長。

○税務課長（櫻庭輝雄） ただいまの質問にお答えします。

納期あった場合、納期以降の場合は減免対象になりますけども、納期前の場合は減免対象になりません。そのまま納めていただくことになりますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第8、議案第70号 潟上市児童館設置条例及び潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第8、議案第70号、潟上市児童館設置条例及び潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第70号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） それでは、議案書の8ページをお開き願います。

議案第70号、潟上市児童館設置条例及び潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市児童館設置条例及び潟上市公民館条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年12月4日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、大郷守児童館及び大郷守分館の解体に伴い、関係条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正内容について申し上げます。

第1条は、大郷守児童館を廃止するものでございます。第2条は、大郷守分館の位置

を「潟上市昭和大久保字北野街道下87番地2」から「潟上市昭和大久保字北野街道上56番地8」に改めるもので、南部児童館を分館としても活用するものがございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものがございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

**【日程第9、議案第71号 潟上市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】**

○議長（西村 武） 日程第9、議案第71号、潟上市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第71号について、当局より提案理由の説明を求めます。藤原水道局長。

○水道局長（藤原久基） それでは、議案書の10ページをお開き願います。

議案第71号、潟上市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年12月4日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、市の下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するため、条例の関係部分を改正するものがございます。

次のページをお願い致します。

はじめに、条例改正に至るまでの経緯等をご説明致します。

国では、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大や、料金収入の減少など経営環境の厳しさが増えつつあることを考慮し、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組む必要があると考え、平成26年度に「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」を公開し、総務大臣からの要請として「公営企業会計の適用の推進について」各地方公共団体に通知をしております。本市においても、これを踏まえ、平成27年度より検討を進め、本定例会での条例改正に至ったものがございます。県内では、13市のうち6市が既に公営企業会計を適用しており、本市を含めた残りの7市においても

平成32年度までの適用を予定してございます。公営企業会計の適用により、独立採算制となり複式簿記となるなど会計方式に変化があるほか、下水道事業の経営状況をより正確に把握することができるなどのメリットがございます。また、平成32年度までに移行する場合には、その経費に対する財政支援措置がございます。

なお、公営企業化されても事業の内容はこれまでと同様であることから、市民サービスに影響はないものと考えてございます。

それでは、主な改正内容についてご説明申し上げます。

はじめに、条例の題名を改めるものでございます。

現行の「潟上市水道事業の設置等に関する条例」から「潟上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改めております。

次に、事業の設置及び法の適用でございます。

公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び戸別合併処理浄化槽事業、以下「下水道事業」を新たに追加し、地方公営企業法の規定の全部を適用しております。適用により、「水道事業」を「上下水道事業」に、「水道局」を「上下水道局」に改め、併せて組織の再編も行っております。

最後に附則でございます。

主なものとしては、「潟上市公共下水道事業分担金徴収条例」及び「潟上市農業集落排水事業における八郎湖の指定湖沼に伴う水質保全基金条例」の廃止、「潟上市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」を「潟上市公共下水道事業受益者負担に関する条例」に題名を改め、規定を整備するものとして、関連する条文中、「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長」、以下「管理者」に改めるものでございます。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第10、議案第72号 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第10、議案第72号、潟上市行政手続における特定の個人を識別

するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第72号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の20ページをお開き願います。

議案第72号、潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年12月4日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律による生活保護法の一部改正に伴って創設された進学準備給付金の支給に関する情報を特定個人情報に追加する等のため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

外国人生活保護の事務をマイナンバーの情報連携で処理する際に利用する「情報提供ネットワークシステム」を流れる特定個人情報の1つに「生活保護関係情報」がございます。従来までの「生活保護関係情報」の内容は、「生活保護法による保護の実施に関する情報」及び「就労自立給付金の支給に関する情報」の2種類でございましたが、新たに「進学準備給付金の支給に関する情報」を追加し3種類とするものでございます。

なお、この条例は、公布の日からから施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 進学のためのものを付け加えるというふうなことで、そのようなんですけども、マイナンバーというふうな言葉も出てきましたけれども、マイナンバーがわからなければというか、そういうふうな知られたくないというふうな場合にはどうなるのか、そこら辺は対応はどうしますか。

○議長（西村 武） 米谷総務課長。

○総務課長（米谷裕二） ただいまの質問にお答え致します。

これは情報連携で、各例えば転入してきた人についてのサービスを受けるときに所得

の状況が必要だという場合がありますので、その場合に転入元に照会をかけるということの情報連携になっております。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第11、議案第73号 潟上市都市公園等6施設の指定管理者の指定について】

○議長（西村 武） 日程第11、議案第73号、潟上市都市公園等6施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

議案第73号について、当局より提案理由の説明を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉正生） それでは、議案書の22ページをお開き願います。

議案第73号、潟上市都市公園等6施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

鞍掛沼公園、追分地区公園、元木山公園、飯田川南公園、天王多目的健康広場、  
飯田川二荒山グラウンドゴルフ場

2. 指定管理者となる団体

秋田県潟上市天王字棒沼台306  
むつみ造園土木株式会社潟上事業所  
潟上事業所長 杉村文夫

3. 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間

平成30年12月4日提出 潟上市長 藤原一成

今回の指定管理者の指定につきましては、平成26年4月1日から実施している「潟上市都市公園等6施設」の指定期間が平成31年3月31日をもって終了することに伴い、新たに平成31年4月1日から5年間の指定管理者による管理運営を行うために指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者の指定の要件と致しましては、秋田県内に主たる事業所を有する法人及び

その他の団体で、対象となる6施設を一括管理できるものとし、平成30年10月1日から平成30年10月23日までの間、募集を行い、11月7日に指定管理者選定委員会を開催し選定したものでございます。

このたびの応募者は、むつみ造園土木株式会社潟上事業所1社のみであり、選定委員会では、「むつみ造園土木株式会社潟上事業所」が平成26年からの6施設指定管理などのほか、これまで培ったノウハウを管理運営に生かしていると判断し、提案された管理運営計画は妥当であると認めておりますので、今回指定管理者に指定するものであります。

それでは、参考資料の48ページをお開きください。

むつみ造園土木株式会社及び潟上事業所の概要についてご説明致します。

設立は昭和44年7月、資産は19億3,495万2,000円、従業員数は役員8名、社員87名で、うち潟上事業所は19名でございます。指定管理に関する事業実績は、本6施設のほか、秋田県の施設などの管理を行っております。

以上であります。

- 議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番中川光博議員。
- 8番（中川光博） 一つだけお尋ねをしたいと思っておりますけれども、先ほども市長の行政報告の中に、財政の関係で、歳入については31年度で普通交付税の優遇措置が終了すると。今後の財政運営については、事業費の縮減にも計画的に取り組んでいきたいというふうな方向づけ示されておりますけれども、私、今これ見ましたら指定の期間が5年間ということで、今の市長の財政面からの方向づけから見ますと、これ5年ではなくて本当に1年ごとにしっかりその事業について精査しながら、また指定管理をしていただくと、こういう方向づけと矛盾するのではないかなと、ふっと今思いましたけれども、そういう観点からご回答をお願いしたいと思います。
- 議長（西村 武） 藤原市長。
- 市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

これから財政が厳しくなっていくと。そして、今回の指定は案として5年間ということで、指定管理料もそんなにお安くはないということなんだろうと思います。

そもそも指定管理の目的はということになるのかと思うんですが、仮にこの今指定管理をしている公園を市直轄でやった場合、人件費等の見合いで、これは我々はそこは十分検討したつもりでございますけれども、指定管理の方がやはりその部分は財政的には

軽くなるということがまず一つ。さらには、指定管理は実はお金の面だけではなくて、民間の手法を生かした、いわゆるサービスの向上という目的もあります。ともすれば行政の方は、様々なルールであるとか、そこは市民の皆様にも公平にやらねばならないので、それはしようがない部分でもあるんですけども、そういった民間の柔軟性を生かして市民サービスの向上に資するということをございました。ただし、この場合、指定管理で私も1年というのは聞いたことがないわけではないですが、ある程度の期間を定めてあげないと、民間の方々にとっても彼らもいわゆる事業者でございますからメリットがなくなるということがございます。今はさらに別の手法で10年、20年、30年というような手法も、まあ国の方から提案されたりしている時代でございますして、我々としてはこの5年間というのは、前と同じ期間ではありますけれども適切ではないかというふうに考えております。財政の面でも市民サービスの面でも、そこを我々これから財政厳しくなっていくというのは重々承知した上でも、現在ある手法としてはこれがベストではないかということをご判断してご提案申し上げました。

以上でございます。

○議長（西村 武） よろしいですか。

○8番（中川光博） よろしいです。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 協議会で説明受けましたけれども、産業建設委員会に付託される案件ですが、管理の範囲の図面っていうか色塗りしたものを添付される予定はありますか。お願いはしたはずですが。各施設の範囲。

○議長（西村 武） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉正生） ご質問にお答え致します。

委員会での資料の配付ということですけども、委員会まで資料作成致しまして配付したいと思っております。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 5年間今までの実績がありますので、むつみさん以外に応募される方がないと予想します。

○議長（西村 武） 所管。これ付託されるんだから。

○2番（戸田俊樹） 付託される前に、大事なこともっと聞いてもいいでしょ。



- 議長（西村 武） いや、所管のほれ、委員は。
- 2番（戸田俊樹） そうするとね、所管で質問したことが必ずしも委員長報告にならない例が多々ある。そこが問題なんです。ですからここで聞きたいということです。
- 議長（西村 武） いや、これまでもその申し合わせ事項で所管の委員会では質問できないと、こういうことになってますのでご理解してください。
- 2番（戸田俊樹） ちょっと理解できないな。答弁はいりません。それでは、分割して発注するような形を考えていただきたいということを委員会で述べます。
- 議長（西村 武） それでは、15番小林 悟議員。
- 15番（小林 悟） 私、市長が指定管理者はどういうものかということをお話しされましたけれども、本来指定管理者というのは1社だけがそれを申し込むのではなくて、2社、3社が競争しながら、いかにそれを安くできるのかということが本来の大前提であるという考えからすれば、1社しか応じない指定管理者制度そのもの自体がいいのかどうか、その辺がちょっと気になるところであります。そして、希望的に言えば、これが大きすぎて例えば市内の業者ができないのであれば、戸田議員が言われたとおり細かく分割しながらいろんな業者にも恩恵を被ると、こういうこともできるのではないかと、このように考えますが、ちなみに1社しかないっていうのは全然手を挙げた方がいなかったかどうか、その辺は、やりたいという人もいなかったのかどうか、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。
- 議長（西村 武） 児玉産業建設部長。
- 産業建設部長（児玉正生） ご質問にお答えします。
- 今回の募集に当たって業者は1社しかいなかったのかということですが、申し込みがあった業者は1社のみでありました。
- 以上です。
- 議長（西村 武） 15番小林 悟議員。
- 15番（小林 悟） ありがとうございます。実は私、この案件については10年前ですか、最初、産業建設委員会の中で出されたときも確か1社しかなかったということで、大変委員会の中でもめまして、やはり1社しかできないのはおかしいのではないかと。いろんな条件がつけられたのではないかとということも聞きましたところ、やはり条件というのは、こういう経験がなければできないとか、そういういろんな条件がつけられて、なかなか地元の業者が手を挙げられなかったというお話を聞いております。そういうこ

とを鑑みますと、やはり市内の業者もできるような規模にしながら、それを全市内の業者がこぞって手を挙げてやれるような方式をとるべきではないかと、このように思いますが、この後になると思います。今回はこのように決めたとはいえませんが、そういうことも鑑みながらひとつ頭に入れておいて、市長は考えてもらえれば大変ありがたいと思います。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問、ご提案というか、そこに少し私の考えを述べさせていただきます。

先ほど指定管理者制度とはそもそも何かということをお願いしたわけですが、その際に、今のご意見、ごもっともだなと思って拝聴致しました。今はどちらかというところ事業者サイドに立っておっしゃっているような気がします。しかし一番肝心なのは、市民に対して安全・安心な公園を提供し、それを快適に使っていただくということが一番先に考えねばならないことだと思っています。で、私どもは決められたルールに従って公募し、そしてそれがたまたま1社しか申し込みがなかったということでごさいます。そうなった場合にはルールに基づいて、その社が果たして私どもの潟上市の都市公園管理にふさわしいかどうかということで、外部の方も含めてご意見を賜って、決して低い点数を獲得された上で私は今回この場でのご提案になったものと承知しております。ただ、今小林 悟議員がおっしゃったこと、十分私も理解する部分もありますので、またこれ以降、そういった観点をどうやって我々は取り入れていけばいいのか、果たして可能なのかも含めて、その部分も検討させていただきたいと思っております。ただもう一度申し上げますが、今回の件も我々は公平公正なルールをもとに取り決め、そして今までの実績を客観的に判断した結果として皆様方議員の各位にご判断を仰いでるということをご理解いただければと思っております。どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） ほかにございせんか。5番鈴木斌次郎議員。

○5番（鈴木斌次郎） 小林議員と重なるところがありますが、今回で指定管理というのは3回目ですね。それで、最初の、なぜ1社なのかっていう質問なんです。最初の指定管理公募をしたときに、私も当時企業の代表をしておりましたが、まず条件として潟上市内の業者であると。そして、過去にその6公園の管理をしたことのある事業者だと、こういう枠組みがはめられました。ということは、ほかの業者がほとんど参加できない

ような指名のその何ていうの、条件がついていました。そして当時は合併してまだ何年も経ってない。昭和、飯田川の方は、ある業者が管理しておりました。その業者が今回指定管理制度のとき辞退して、参加したのかしないのかちょっとわからないけど辞退したような話を聞いております。こういう条件をつけられたから、他の業者が参加できなかった経緯があります。そうすると、2回目、3回目もそういう形になりますので、最終的には1社より参加しないというそういう私のわかる範囲の経緯はそういうふうになっております。それともう一つは、この当初から契約指定管理となる団体、これ天王事業所ついていましたのか、それともむつみ造園土木株式会社なのか、この辺の説明をしていただきたいと思います。また、金額的に言えるか言えないかは別として、予算にもあがっておりますので、過去にもあがっておりますから、指定管理料の最初からの計ですな、これがわかったら教えていただきたいと思います。そして、2回目からの指定管理の場合は、皆さんもご案内のようにあそこはフットボールセンターができた後の指定管理になっておると思います。その収入なんかも、前の多目的広場っていうかそれとはちょっと、我々あそこ通っても絶えず使用してるように見えますので、その辺の、ここまで言えるか言えないかは、言えたら教えていただきたいんですけど、その収入の方ですね。言えなければ言えないで結構ですので、所管の委員会の方で所管の委員の人員が聞くとと思いますが、わかる範囲内で教えていただけますか。

○議長（西村 武） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉正生） ご質問にお答えします。

まずはじめに、募集の条件であります。平成21年からのスタートですので、平成20年に公募しております。そのときの募集条件と致しまして、市内業者とか、それから管理の経験があるものという形で議員がおっしゃいましたけども、そのときの募集要項には恐らくそういった条件はなかったのではないかと記憶しております。今回の募集に当たりましては秋田県内という条件がついておりますけども、20年度の際は募集はそのような条件がついてなかったかと思っております。この辺ちょっと不明な点もありますので、後で確認したいと思っております。

続きまして、契約でありますけども、契約につきましては、先ほどご説明しましたとおり天王事業所と契約するという形になろうかと思っております。

それから・・・。

○5番（鈴木斌次郎） 最初からですか。

○産業建設部長（児玉正生） 天王事業所との契約ですか。すいません、ちょっと休憩。

○議長（西村 武） 暫時休憩します。11時30分まで暫時休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時31分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉正生） 鈴木議員のご質問に改めてご回答致します。

先ほど請負の指定管理を受けた業者の名称ということでご質問がありましたけども、それに関しましては、平成21年4月から始まっておりますが、その当時は、むつみ造園土木株式会社天王事業所でありました。それから26年も継続して指定管理者の指定を受けたわけではありますが、その期間中、5年の期間中に、29年4月1日からですが、天王事業所が潟上事業所に変更となっております。

それから、フットボールセンターに関する部分であります。ただいま資料の方で確認できたのは、使用料の合計額と致しまして約176万3,000円となっております。

それから、指定管理料の経費にかかわる、フットボールセンターに係る経費の部分であります。賃金と致しまして35万円くらい。

○5番（鈴木斌次郎） そこまでいい。

○産業建設部長（児玉正生） いいですか。23年からフットボールセンターが開始されておりますので、それ以降このような金額で大体推移してるとおもわれます。

私からは以上です。

○議長（西村 武） 5番鈴木斌次郎議員。

○5番（鈴木斌次郎） 私はもう一つ指定管理料の経緯っていうか、それも聞いたんですけど、それは発表っていうか答弁できない、それもちょっと聞いたと思いますけど。

○議長（西村 武） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉正生） ご質問にお答え致します。

指定管理料の推移であります。21年度から実施されております。21年度当初は約6,249万円で指定管理料を指定管理者に支払いしております。それから、2期目ですけども26年度からは5,994万2,000円、それから、額の変動は若干ありますけども、27年度は6,124万2,000円、28年度は6,254万2,000円、それと29年度は6,254万2,000円、30年度

も6,254万2,000円であります。2期目で・・・。

(「ゆっくり」の声あり)

○産業建設部長(児玉正生) そうすれば、26年からご説明したいと思います。26年度が約5,994万2,000円、27年度が6,124万2,000円、28年度が6,254万2,000円、29年度が6,254万2,000円、30年度が6,254万2,000円となっております。この2期目で金額の変動がありました。これは2期目中にイルミネーション等をプラスしておりますので、その分若干金額が上がっております。一応指定管理料については以上であります。

○議長(西村 武) いいですか。5番鈴木斌次郎議員。

○5番(鈴木斌次郎) 大体わかりました。ありがとうございます。この後は所管の委員会で議論していただきたいと思いますが、ただ私の方から一言、市内にはA級の造園業者は1社っていうか、市内の業者ではないんですが、秋田に本社がある会社ですので市内の業者ではないですけど、出張所・事業所を置いているということでやってるんでしょうけど、今このほかにも造園業者がB・Cとか何社かいるようですので、その辺のことも踏まえて、今回この5年後でも構わないので見直しを是非していただきたいと思います。その要望をして終わります。

○議長(西村 武) ほかにございませんか。16番大谷貞廣議員。

○16番(大谷貞廣) 今いろいろの指定管理料とかいろいろの議論をされておりますけれども、まず確か平成20年だっけか、22年、この指定管理者になるための条件としての条例集が出てあったはずなんです。それに従って粛々とものを運んでおるんで、再度皆さんにその条例集を配付していただいて、産建の委員会の中でもんでいただきたいと。今ここでいろいろ話すれば時間の経過がずっと流れると思いますので、議長さん、宜しくご配慮のほどお願いします。

以上です。

○議長(西村 武) いいですか。誰か答弁。条例集、委員会で要望するって、こういうことなんだな。

○16番(大谷貞廣) いろいろ議論出たんです。出てます。指定管理料から、それからもろもろの話が出ております。で、当時は、その前にさかのぼって条例集に従ってここにもお話が出てあったはず。それに従って指定管理者はどうだかと。それで委員会があって、これを指定して今のところに流れてるはずなんで、それに従って議論をしてどうであるべきかと、見直ししなければいけないっつら見直す。そうすれば、当然その委員

会の中でも、指定する委員会の人ですよ、何人いるかちょっとわかりませんが、そのところでいろいろなことをやると思うので、そういうことを議論していただいて進めていただきたいなど、そういうことなんです。条例集が確かあるはずなんです。

○議長（西村 武） 伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

条例集ということでありましたけども、潟上市のこの指定管理に関する条例に関しましては、潟上市の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、あとそれと施行規則があります。で、業者の選定に関しましては、潟上市指定管理者選定委員会設置要綱というものがあまして、それぞれこの条例なり要綱なりを用いまして業者選定なりをしておりますので、ご理解宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第12、議案第74号 秋田県市町村総合事務組合格約の一部変更について】

○議長（西村 武） 日程第12、議案第74号、秋田県市町村総合事務組合格約の一部変更についてを議題とします。

議案第74号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の23ページをお開き願います。

議案第74号、秋田県市町村総合事務組合格約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、その他規定の整備を行い、秋田県市町村総合事務組合格約の一部を別紙のとおり変更する。

平成30年12月4日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、大仙美郷環境事業組合が平成31年3月31日に解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させること及び規定の整備を行うため、秋田県市町村総合事務組合格約を変更する必要があることから、組合格約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願い致します。

規約の改正内容についてご説明申し上げます。

提案理由で説明致しましたとおり、解散に伴い「大仙美郷環境事業組合」を条文から削るもの及び規定を整備するものでございます。

なお、この規約は、議決後知事の許可を受け、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

- 議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。
- 12番（藤原典男） この組合がなくなることによって規約の変更というふうなことのようなんですけれども、それでは、大仙美郷環境事業組合というのでやっていた事業がどういうふうになったのかというあたり、その後のことについて伺いたいと思います。
- 議長（西村 武） 菅原総務部長。
- 総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

廃棄物処理の広域化についてということで、平成26年12月から大仙市、仙北市、美郷町、大仙美郷環境事業組合並びに大曲仙北広域市町村圏組合の間で検討を進めてきた廃棄物処理の広域化について、平成31年4月から広域化に向け基本合意が整ったことから解散したものであります。

以上です。

- 議長（西村 武） いいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

【日程第13、議案第75号 平成30年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）に

ついて から 日程第19、議案第81号 平成30年度潟上市水道事業会計補正予算  
(第2号) (案) について】

○議長(西村 武) 日程第13、議案第75号、平成30年度潟上市一般会計補正予算(第5号)  
(案) についてから日程第19、議案第81号、平成30年度潟上市水道事業会計補正予  
算(第2号) (案) についてまでを一括議題とします。

議案第75号から議案第81号までについて、当局より一括して提案理由の大綱説明を求  
めます。菅原総務部長。

○総務部長(菅原靖仁) それでは、議案書の25ページをお開き願います。

一般会計補正予算の大綱についてご説明申し上げます。

議案第75号、平成30年度潟上市一般会計補正予算(第5号) (案) について。

別冊のとおり

平成30年12月4日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市一般会計補正予算書(案)(第5号)の1ページをお願い致  
します。

議案第75号、平成30年度潟上市一般会計補正予算(第5号)は、歳入歳出予算の総額  
に歳入歳出それぞれ4億6,667万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ  
ぞれ154億8,910万4,000円とするものでございます。

8ページをお願い致します。

歳入予算について主なものを申し上げます。

9款1項1目地方交付税は1億8,337万9,000円の追加で、普通交付税でござい  
ます。今年度の普通交付税額は57億3,633万6,000円でございます。

13款1項1目民生費国庫負担金は3,428万3,000円の追加で、主なものは障害者福祉費  
負担金2,836万9,000円の追加でございます。

9ページをお願い致します。

18款1項1目繰越金は2億547万1,000円の追加で、前年度繰越金でござい  
ます。

歳出予算について主なものを申し上げます。

10ページをお願い致します。

2款1項16目基金費は1億8,000万円の追加で、財政調整基金積立金でござい  
ます。

11ページをお願い致します。

3款1項2目障害者福祉費は6,548万3,000円の追加で、主なものは介護給付費・訓練



等給付費3,110万9,000円と、障害児通所給付費2,058万6,000円でございます。障害者等サービス利用量の増加によるものでございます。

12ページをお願い致します。

2項4目保育園費は2,992万4,000円の追加で、主なものは認定こども園施設改修工事334万3,000円で、若竹幼児教育センター敷地内にあるブロック塀を撤去し、フェンスを設置するものでございます。ブロック塀調査の結果、設置後の年数経過による材質劣化等のため、ブロック塀の改修工事を実施するものでございます。

その他ブロック塀の改修工事は、15ページをお願い致します。

10款2項1目学校管理費の小学校施設改修工事は、東湖小学校で726万9,000円。

16ページをお願い致します。

4項2目幼稚園費の幼稚園施設改修工事は、天王幼稚園で221万3,000円でございます。

17ページをお願い致します。

12款1項1目元金は2億1,847万7,000円の追加で、主なものは繰上償還2億1,739万1,000円でございます。市債4件分を繰上償還するもので、将来の利子負担1,121万2,000円の軽減が図られるものでございます。

以上が一般会計補正予算の大綱でございます。

続きまして、議案書の26ページをお願い致します。

議案第76号、平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり

平成30年12月4日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第76号、平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,532万8,000円とするものでございます。

補正予算の内容は特定健康診査等の国及び県負担金返還金で、前年度負担金の確定によるものでございます。

次に、議案書の27ページをお願い致します。

議案第77号、平成30年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）につ

いて。

別冊のとおり

平成30年12月4日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第77号、平成30年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ642万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,239万1,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容は介護予防サービス事業費で、サービス利用者の増加による追加でございます。

次に、議案書の28ページをお願い致します。

議案第78号、平成30年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり

平成30年12月4日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第78号、平成30年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入予算の組み替えを行うもので、前年度繰越金を全額予算化するものでございます。

次に、議案書の29ページをお願い致します。

議案第79号、平成30年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり

平成30年12月4日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市下水道事業特別会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第79号、平成30年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,225万6,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容は、前年度繰越金を全額予算化するための歳入予算の組み替えと、

豊川地区農業集落排水事業区域を公共下水道区域に編入するための下水道計画変更申請  
図書作成業務委託料の追加でございます。

次に、議案書の30ページをお願い致します。

議案第80号、平成30年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）  
（案）について。

別冊のとおり

平成30年12月4日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算書（案）（第1号）の  
1ページをお願い致します。

議案第80号、平成30年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、  
歳入予算の組み替えを行うもので、前年度繰越金を全額予算化するものでございます。

次に、議案書の31ページをお願い致します。

議案第81号、平成30年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり

平成30年12月4日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市水道事業会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願  
い致します。

議案第81号、平成30年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的支出に  
268万5,000円を追加するものでございます。

補正予算の主な内容は、漏水等の修理のための施設維持修繕費の追加でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これで大綱説明を終わります。

【日程第20、予算特別委員会の設置について】

○議長（西村 武） 日程第20、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第75号から議案第81号までについて、全員の議員で構成する予算  
特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ござ  
いませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号から議案第81号まで  
については、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査する

ことと決定致しました。

【日程第21、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長（西村 武） 日程第21、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題とします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することとしたいが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することに決定しました。

予算特別委員会の委員長には、1番鈴木壮二議員、副委員長には、2番戸田俊樹議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

なお、予算特別委員会は12月10日及び18日に開催し、併せて各常任委員会からなる予算特別委員会分科会を設置し、12月10日から12日までに詳細審査することと致しますので、ご報告を致します。

【日程第22、陳情第12号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める陳情 から 日程第26、陳情第16号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書】

○議長（西村 武） 日程第22、陳情第12号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める陳情から日程第26、陳情第16号、介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書までを一括議題とします。

陳情第12号から陳情第16号までについては、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、陳情第12号から陳情第16号までについては、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定致しました。

以上で本日の日程はすべて議了致しました。本日はこれで散会します。

なお、12月6日木曜日、午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

本日はどうもご苦勞様でございました。終わります。

---

午後 0時01分 散会

